

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続きはお済みですか

～ 11月 は「労働保険適用促進強化期間」です～

労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つを併せた保険のことを言います。

労働保険は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図る制度です。

労働保険は政府が管理、運営している強制保険です。原則として、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続きを行わなければなりません。このため、未加入の事業主の皆さまは、次の点にご留意ください。

事業主が成立手続きを行わない期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他、給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

なお、再三の加入勧奨・手続指導を行ったにもかかわらず、自主的に成立手続きを行わない場合は、最終的な手段として、職権による成立手続及び保険料の認定決定を行うことになります。

京都労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・京都府労働保険事務組合連合会

京都労働局ホームページ <http://www.kyoto-roudou.plb.go.jp/>

事

業

主

の

み

な

さ

ま

へ

労働保険の成立（加入）手続きは お済みですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。
労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

労災保険とは

労働者の方が工作中や通勤途中に災害にあった場合に、被災された労働者や遺族の方の生活を保護し、社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を所轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続きはお済みですか

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

労働保険とは、労災保険と雇用保険の
2つを併せた保険のことを言います。

お問い合わせ

京都労働局 総務部 労働保険徴収課

電話 075-241-3213

又は最寄りの労働基準監督署・公共職業安定
所まで

京都労働局ホームページ

<http://www.kyoto-roudou.plb.go.jp/>

●労働保険とは、労働（通勤）災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図る制度です。労働保険は政府が管理、運営している強制保険です。原則として、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となり、事業主は成立手続き（加入手続き）を行わなければなりません。

事業主のみなさまへ

労働保険の成立（加入）手続はお済みですか

労働者を一人でも雇用していれば労働
保険に加入する必要があります。

お問い合わせ

京都労働局 総務部労働保険徴収課

電話 ０７５－２４１－３２１３

労働保険に加入されていない事業主の皆様へ

～ 労働者を一人でも雇用されている場合は、労働保険に加入する必要があります！ ～

京都労働局総務部労働保険徴収課

1 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険を労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険の加入手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

2 労働保険の加入手続

労働保険に加入するには、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は、公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額となります。）を概算保険料として申告・納付していただくことになります。

3 加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険関係成立届（労働保険への加入届）を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から

- ① 当該年度から最大2年間遡った労働保険料及び追徴金（10%）を徴収するとともに、
- ② 以下により、労災保険給付額の40%～100%を事業主から徴収することになります（平成17年11月1日から対策が強化されています。）。

労働保険の成立手続（加入手続）について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合



事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

上記以外で、労働保険の適用事業となってから（労働者を雇用してから）1年を経過していた場合



事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

4 労働保険に自主的に加入していない場合

京都労働局では、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において「職権の積極的行使等による労働保険の未手続事業（未加入事業所）一掃」が盛り込まれたことなどを踏まえ、労働保険への加入義務があるにもかかわらず、加入していない事業主の皆さんに対し、これまで以上に厳格な対応を行うこととしております。

(1) 労働局職員等による訪問等による加入勧奨・指導の実施

こうした方針の下、労働保険に未加入の事業所に対し、労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所の職員や、厚生労働省が加入勧奨を委託している京都府労働保険事務組合連合会の「労働保険加入勧奨推進員」が訪問等により、加入勧奨・手続指導に当たることとしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2) 労働局による職権成立手続（強制加入手続）・労働保険料の遡及徴収の実施

再三にわたって加入勧奨・手続指導を行ったにもかかわらず、自主的に成立手続（加入手続）を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、職権による成立手続（強制加入手続）を行うとともに、当該年度から最大2年間遡った労働保険料及び追徴金（10%）を徴収することとしておりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

労働者を一人でも雇用している事業主の皆様は、早期に労働保険関係成立届（様式は労働局・各労働基準監督署・公共職業安定所で入手できます。）を最寄の労働基準監督署に提出してください！

労働保険の加入手続等について、ご質問、ご不明な点等があれば京都労働局総務部労働保険徴収課（075-241-3213）又は最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（裏面参照）にお問い合わせください。

● 労働基準監督署

				管 轄 区 域
京 都 上 労働基準監督署	〒604-8467	京都市中京区西ノ京大炊御 門町19番19	TEL 075(462)5111 FAX 075(464)0335	京都市のうち上京区、中京区、左京区、 北区、右京区（京北各町を除く）、西京区
京 都 下 労働基準監督署	〒600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入 立売西町60番地 日本生命四条ビル5階	TEL 075(254)3195 FAX 075(254)3210	京都市のうち下京区、東山区、南区、 山科区、長岡京市、向日市、乙訓郡
京 都 南 労働基準監督署	〒612-8106	京都市伏見区豊後橋町	TEL 075(601)8321 FAX 075(601)8325	京都市のうち伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
福 知 山 労働基準監督署	〒620-0035	福知山市内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4階	TEL 0773(22)2181 FAX 0773(22)2187	福知山市、綾部市
舞 鶴 労働基準監督署	〒624-0913	舞鶴市字上安久無番地	TEL 0773(75)0680 FAX 0773(75)0686	舞鶴市
丹 後 労働基準監督署	〒627-0012	京丹後市峰山町字杉谷	TEL 0772(62)1214 FAX 0772(62)2932	京丹後市、宮津市、与謝郡
園 部 労働基準監督署	〒622-0003	南丹市園部町新町118-13	TEL 0771(62)0567 FAX 0771(62)4101	亀岡市、南丹市、船井郡、 京都市右京区のうち京北各町

● 公共職業安定所

				管 轄 区 域
京 都 西 陣 公共職業安定所	〒602-8258	京都市上京区大宮通中立売下ル 和水町439-1	TEL 075(451)8609 FAX 075(414)3900	京都市のうち上京区、北区、左京区、中京区、 右京区、西京区、亀岡市、南丹市、船井郡
(園部出張所)	〒622-0001	南丹市園部町宮町71	TEL 0771(62)0246 FAX 0771(62)4853	(亀岡市、南丹市、船井郡、 京都市右京区のうち京北各町)
京 都 七 条 公共職業安定所	〒600-8235	京都市下京区西洞院通 塩小路下ル東油小路町803	TEL 075(341)8609 FAX 075(371)0767	京都市のうち下京区、南区、東山区、山科区、 長岡京市、向日市、乙訓郡
伏 見 公共職業安定所	〒612-8058	京都市伏見区風呂屋町232	TEL 075(602)8609 FAX 075(611)3040	京都市のうち伏見区、八幡市
宇 治 公共職業安定所	〒611-0021	宇治市宇治池森16-4	TEL 0774(20)8609 FAX 0774(24)7796	宇治市、城陽市、久世郡、 綴喜郡のうち宇治田原町
京 都 田 辺 公共職業安定所	〒610-0334	京田辺市田辺中央2-1-23	TEL 0774(65)8609 FAX 0774(63)6898	京田辺市、木津川市、 綴喜郡のうち井手町、相楽郡
(木津出張所)	〒619-0214	京都府木津川市木津上戸36-6 木津地方合同庁舎1階	TEL 0774(73)8609 FAX 0774(72)3660	(木津川市、相楽郡のうち笠置町、 和束町、南山城町)
福 知 山 公共職業安定所	〒620-0933	福知山市東羽合町37	TEL 0773(23)8609 FAX 0773(22)4527	福知山市、綾部市
(綾部出張所)	〒623-0053	綾部市宮代町宮ノ下23	TEL 0773(42)8609 FAX 0773(42)2049	(綾部市)
舞 鶴 公共職業安定所	〒624-0937	舞鶴市字西小字西町107-4	TEL 0773(75)8609 FAX 0773(76)5150	舞鶴市
峰 山 公共職業安定所	〒627-0012	京丹後市峰山町杉谷147-13	TEL 0772(62)8609 FAX 0772(62)5301	京丹後市、宮津市、与謝郡
(宮津出張所)	〒626-0046	宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階	TEL 0772(22)8609 FAX 0772(22)4107	(宮津市、与謝郡)

○京都労働局 総務部 労働保険徴収課 TEL(075)241-3213
FAX(075)241-3233

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

労働保険の加入手続きは、京都労働局、最寄りの労働基準監督署又は
公共職業安定所におたずねください。